

自転車ヘルメット購入助成

申請受付期間

令和5年7月21日(金)～令和6年3月31日(日)

自転車ヘルメットを購入した方へ
区内共通商品券 2,000 円相当 を助成します！



助成対象者

令和5年4月1日以降に自転車ヘルメットを購入した区内在住(住民登録)者で
自転車損害賠償保険※加入者
※自転車利用者は、東京都の条例により加入が義務づけられています。

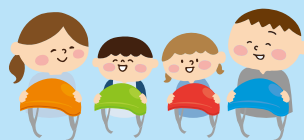
助成対象 ヘルメット

安全基準の認証を受けている「新品」の自転車ヘルメット(1個 2,000円以上の商品)
対象の安全基準: SGマーク・JCFマーク・CEマーク・CPSCマーク・GSマークなど

助成額等

自転車ヘルメット1人1個につき
2,000円相当の区内共通商品券
(1人1回限り)
※同一世帯の複数人助成可

例えば…



4人家族で4個のヘルメットを購入した場合…

4個 × 2,000円 =
8,000円相当の
商品券がもらえる!



申請者（購入者）



① 申請書類の提出（電子申請・郵送・窓口へ持参）

- 申請に必要な書類
- ① 申請書
区指定のものに限ります
 - ② 領収書
「購入日・購入店・購入者・金額・品名」が分かるものの写し
 - ③ 保険加入を証する書類
保険加入証書は「自転車運転中の加害事故の損害賠償を保証する内容」のもの写し
※品川区区民交通傷害保険に加入されている方は提出不要です。

② 決定通知書・商品券郵送（簡易書留）

※商品券は、申請から2ヵ月程度で発送予定

注意事項：令和5年4月1日以降に自転車ヘルメットを購入済みの方は、申請の際に必要な書類を紛失しないようご注意ください。

自転車ヘルメット購入助成 Q & A

Q 自転車損害賠償保険等とは、どのような保険のことですか？
自転車利用中の事故で他人にケガをさせた場合などの損害を賠償できる保険のことです。
(品川区区民交通傷害保険以外も対象)

Q 対象となるヘルメットの安全基準には、どのようなものがありますか？
SGマーク、JCFマーク、CEマーク、GSマーク、CPSCマークなど認証を受けているものが対象となります。

Q レシートしかもらっておらず、領収書がない場合はどうしたらよいですか？
領収書を受領していただくことが原則ですが、お持ちでない場合は下記の要件を満たしたレシートに署名をしていただくことで受付が可能です。

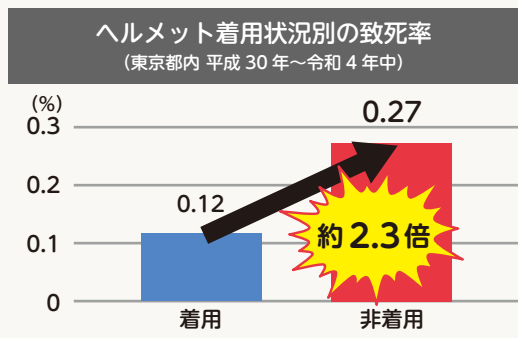
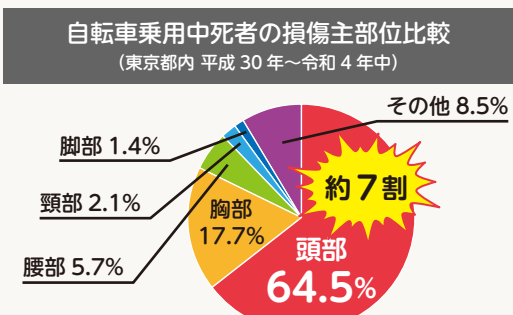
Q 申請書類はどこでもらえますか？
区ホームページから印刷していただくか、土木管理課交通安全係の窓口にて配布しております。

- ①ヘルメットを購入したことが分かること
- ②商品を購入した日付および金額が明記されていること

Q 令和5年4月1日より前にすでに購入している場合は、対象になりますか？
申し訳ありませんが、対象とはなりません。

※その他よくある質問については、区ホームページでご覧いただけます。

自転車事故で死亡した人の約7割が頭部に致命傷を負っています！
命を守るために、ヘルメットを着用しましょう。



出典：警視庁ホームページ「自転車用ヘルメットの着用」